議　　長　日程第５「議案第32号物品購入契約の締結について（令和８年度松田町立学校学習者用コンピュータ等調達）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第32号物品購入契約の締結について（令和８年度松田町立学校学習者用コンピュータ等調達）について、次のとおり、契約を締結するものとする。

１、契約の目的、令和８年度松田町立学校学習者用コンピュータ等調達。

２、契約の方法、随意契約による契約。

３、契約の金額、一金、1,966万3,116円也。

４、契約の相手方、神奈川県横浜市中区伊勢佐木町１－４－１、株式会社有隣堂代表取締役社長、松信健太郎。

令和８年６月２日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教育課長　それでは、議案第32号物品購入契約の締結について御説明させていただきます。１枚おめくりいただき、参考資料１を御覧ください。物品購入契約書の写しでございます。

今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、予定価格700万円を超える物品購入契約のため、提案させていただくものでございます。

また、本事業は、GIGAスクール構想のもと、国が推奨する県域での枠組みである神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会に加盟し、共同調達にて執行しております。

令和８年３月に入札が行われ、機器の単価及び事業者が決定しました。その後、事前の取決めに従い、神奈川県協議会との諸手続を経た後、今回御提案させていただくものでございます。なお、提案書類については、町情報公開条例に基づき、参考資料１の物品購入契約書の受注者の印影、次ページの参考資料２、神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会事務局である、神奈川県教育委

員会教育局の担当者名及び参考資料３の神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会会長の印影を墨塗りにしております。

それでは、物品購入契約書について説明させていただきます。

（総則）第１条、品名、数量、金額等は次のとおりとする。

１、品目、令和８年度松田町立学校学習者用コンピュータ等調達。

２、数量、別紙仕様書のとおり。

３、契約金額、1,966万3,116円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、178万7,556円です。

４、契約保証金は、松田町契約規則第40条第２号の規定に基づき免除、納期限は、令和８年８月25日まで。

６、納入場所は、発注者が指定した場所でございます。

（検収）第２条、受注者は、前条の規定により発注者が指定した場所に物品を納入した場合は、全て仕様書または注文書に基づき、検収員の検収を受けるものとする。

（補正または交換）第３条、発注者は、前条により、検収の結果、契約内容の全部または一部が契約に違反し、または不当であると認めたときは、受注者に対して補正または交換を請求することができる。

（納期の延長等）第４条、受注者は、天変地異、その他やむを得ない理由により契約年内に物品を納入することができない場合は、発注者に対して納期の延長を願い出ることができる。

２、前項以外の理由により、納入の見込みがないと認めたときは、発注者は契約を解除することができる。

（保証）第５条、受注者は、契約物品が所定の性能を有すること及び隠れた欠陥のないことを保証し、当該物品納入後といえども、１年間は無償修理の責任を負うことを保証する。

（代金の支払い）第６条、代金の支払いは第２条の規定により、受注者の納品が完了し、検収に合格した後、受注者の提出する請求書を発注者が受理した日から30日以内に松田町指定金融機関松田町役場派出所において支払うものと

する。

（本契約としての成立）第７条、この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第１項第８号の規定により、松田町議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、松田町議会の議決を得て、本契約となった場合、別に契約書を作成せず、この契約書をもって本契約書とする。

（補則）第８条、この契約条項に定めのない事項については、松田町契約規則に定めるところによる。なお、それにより難い場合は、発注者、受注者協議の上定めるものとする。本契約書の証として、本書２通を作成し、当事者記名、押印の上、各自一通を保有する。

令和８年５月22日、発注者、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、松田町長　本山博幸、受注者、横浜市中区伊勢佐木町１－４－１株式会社有隣堂代表取締役社長、松信健太郎。

恐れ入りますが、１枚おめくりください。参考資料２、令和８年３月19日付神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会会長名で本庁宛てに発出された、神奈川県域市町村配備コンピュータ等機器の共同調達に関わる調達結果通知でございます。

中段、調達案件名は、令和８年度分、神奈川県学習者用コンピュータ等（iPadOS）の共同調達業務。

落札者、決定通知日は、令和８年３月19日、開札結果、落札でございます。落札事業者名、株式会社有隣堂、落札金額は、端末１台当たりの税込見込額は５万4,318円、松田町納品予定の362台の総額は、1,966万3,116円となります。

町契約規則第34条第２項第４号により見積徴集を省略し、執行予定額を契約額としたものでございます。１枚おめくりください。

神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会と、令和７年12月25日に結んだ覚書となります。

第１条で、松田町に代わって協議会が共同調達を行うこと。

第２条で、調達結果を町に通知すること。これに基づいて受け取ったものが、先ほど御覧いただいた参考資料２でございます。

第３条で、神奈川県が行った調達行為の後、町と協定を結ぶこと。

第４条で、甲の調達行為により選定された事業者と個別契約をすることがうたわれております。これにより地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、競争入札に適しないことから、随意契約としたものでございます。

次ページ、参考資料３は、今回契約予定である物品の調達仕様書でございます。

２枚おめくりいただき、横版になります。別紙１を御覧ください。各学校ごとに情報端末の納品予定数が記載されております。今回362台の調達でございます。それ以降の資料につきましては、情報端末等の仕様明細書でございます。後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「討論省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第32号物品購入契約の締結について令和８年度松田町立学校学習者用コンピュータ等調達について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。